

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

## 課税課からのお知らせ

### ▼固定資産に関するお知らせ

#### ＜新築家屋調査のお願い＞

平成 28 年中に新築された家屋は、平成 29 年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

課税の根拠となる適正な価格（評価額）を算出するため、家屋の外部および内部を調査します。調査がまだ済んでいない家屋については、職員が調査のお願いにあがりますので、ご協力をお願いします。調査は一般的な家屋の場合、30 分程度で終了します。

#### ＜増築家屋について＞

平成 28 年中に増築された家屋は、平成 29 年度から固定資産税・都市計画税が課税されることになります。

このため、増築部分の評価を行う必要があります。家屋を増築された方はご連絡ください。

#### ＜平成 28 年中に家屋を取り壊した場合＞

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が平成 29 年度から課税されなくなりますのでご連絡ください。

#### ＜平成 28 年中に家屋の用途が変更になった場合（店舗から居宅等）＞

平成 29 年度から課税の計算方法が変わる場合がありますのでご連絡ください。

#### ＜住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ＞

現在お住まいの住宅のうち、①耐震改修工事②バリアフリー改修工事③省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になる場合があります。詳しくは市ホームページまたは課税課資産税係までお問い合わせください。

い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

### ▼給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1 月 1 日現在、給与の支払いをする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1 月 31 日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記載した給与支払報告書を 1 月 1 日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないこととなります。なお、「給与支払報告書を提出しなかった者または虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は、法令違反となります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払いをする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与差し引き（特別徴収）する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。なお、東京都 62 区市町村でも特別徴収の推進を行っています。

※特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税を給与差し引きして、市町村に納めていただく制度です。

#### ＜従業員の方のメリット＞

年 4 回払いより、年 12 回払いの特別徴収の方が、1 回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から差し引きされるため、納め忘れがなくなります。

【問合せ】課税課市民税係 ☎ 551・1610

市内の事業者の方へ  
小規模契約事業者登録申請  
を受け付けています  
＜小規模契約事業者登録制  
度について＞  
▼制度の目的  
市が発注する小規模かつ  
簡易な物品購入および委託  
等（工事を除く）に係る契  
約を希望する市内事業者の  
方が小規模契約事業者制度  
に登録することで、受注機  
会の拡大と市内経済の活性  
化を目指します。

▼対象となる契約  
【物品】 予定価格が 80 万円未  
満の購入契約  
【印刷】 予定価格が 130 万円  
未満の請負契約  
【物件の借入れ（リース契  
約等）】 予定価格が 40 万円  
未満の賃貸借契約

【そのほかのもの】 予定価  
格が 50 万円未満の契約  
▼登録できる事業者の方  
・本店の所在  
地が市内にあ  
り、東京電子  
自治体共同運  
営・電子調達  
サービスによ  
る競争入札参加資格を有し  
ていないこと  
・市税の滞納がないこと



【問合せ】契約管財課契約  
係 ☎ 551・1539  
寄附禁止のルールを守って  
明るい選挙を実現しましょ  
う  
政治家が  
選挙区内の  
人にお金や  
物を贈るこ  
とは、公職  
選挙法で禁  
止されていて、違反すると  
罰せられます。  
また、政治家が選挙区  
の人に答礼のための自筆によ  
るものを除き、年賀状など  
の時候のあいさつ状を出す



このほか病見舞い、秘  
書等が代理で出席する場合  
の結婚祝いや葬儀の香典、  
花輪、供花、落成式、開店  
祝いの花輪、お中元やお歳  
暮、お祭りへの寄附や差  
入れ、町内会等の集会や旅  
行などの催しへの寸志や飲  
食物の差し入れなども禁じ  
られています。  
また、有権者が政治家に  
対し寄附を求めることも禁  
止されています。  
【各種団体へのお願い】  
政治家へ会合などの案内  
状を出す際は、会費（実費  
程度）を明記し、領収書の  
発行もお願いします。  
【問合せ】選挙管理委員会  
事務局 ☎ 551・1802

1 月の無料相談 【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529				
※人権身の上相談・行政相談は、例月時と実施曜日を変更しています。				
相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	12 日(木)	午後 1 時 30 分 ～ 4 時 30 分	市役所 1 階 第 1 相談室	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 1 か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5 日(木)			
相続遺言等書らしの手続き相談	10 日(火)	予約制、先着 6 人(1 人 30 分) ※相談日 6 日前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。		
税務相談	26 日(木)			
法律相談	6 日(金)・11 日(水)・18 日(水)・25 日(水)	午後 1 時 30 分 ～ 4 時	予約制、先着 3 人(1 人 45 分) ※相談日 1 か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都都民の 声課 ☎ 03・5320・7733 へ。	
交通事故相談	19 日(木)	午後 9 時～午後 4 時 30 分	予約制、警視庁八王子少年 センター ☎ 042・679・1082 へ。 相談日当日は秘書広報課広 報広聴係へ。	
少年相談	20 日(金)	午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)	市役所 1 階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土 曜日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分	子ども家庭支 援センター(子 ども応援館 1 階)	子どもと家庭の相談・児童 虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土 曜日	午前 10 時～午後 5 時	教育相談室(子 ども応援館 2 階)	教育についての悩み全般に 関すること。 教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・木 金曜日	午前 10 時～正午、 午後 1 時～4 時	市役所第二棟 2 階第 2 相談室	シティセールス推進課 ☎ 551・1699
事業資金相談	19 日(木)	午後 1 時 30 分 ～ 3 時 30 分	福生市商工会 相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は 市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、  
育児相談(☎ 551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権  
利擁護相談、心配ごと相談(☎ 552・5027 福祉センター)

年末は、  
空き巣狙  
い、ひった  
くり、すり  
などの被害が増えます。  
被害にあわないように注  
意しましょう。  
＜注意のポイント＞  
・短時間の外出でも、すべ  
てのドアや窓に鍵をかける  
・道を歩くときはバッグを  
車道の反対側に持ち、後方  
に自転車やオートバイの気  
配を感じたら振り返って確  
認するなど、周囲に注意す  
る  
・自転車のカゴには、ひっ  
たくり防止カバーなどをつ  
ける  
・人ごみではバッグを常に  
しっかりと持つ  
【問合せ】安全安心まちづ  
くり課地域安全係 ☎ 551・  
1691、福生警察署生活  
全課防犯係 ☎ 551・0100



○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況 (平成 28 年 10 月発生分)					
	面積 (km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月比	ひったくり	前月比
本町	0.16				
志茂	0.28				
牛浜	0.23				
武蔵野台	0.49				
福生	1.80				
熊川	2.57				
北田園	0.32				
南田園	0.41				
加美平	0.61				
東町	0.05				
合計	6.92	0	0	0	0